

紀美野町第 1 回臨時会会議録

令和元年 5 月 1 4 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

令和元年 5 月 1 4 日（火）午前 1 0 時開議

第 1 仮議席の指定について

第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について

○追加議事日程（第 1 号の追加 1）

第 1 議席の指定について

第 2 会議録署名議員の指名について

第 3 会期の決定について

第 4 諸般の報告について

第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙について

第 6 選任第 1 号 常任委員の選任について

第 7 選任第 2 号 議会運営委員の選任について

第 8 選挙第 3 号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙について

第 9 選挙第 4 号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙について

第 1 0 選挙第 5 号 海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙について

第 1 1 選挙第 6 号 五色台広域施設組合議会議員の選挙について

第 1 2 選挙第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

第 1 3 選挙第 8 号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙について

第 1 4 議案第 6 2 号 監査委員の選任の同意について

第 1 5 議案第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）

第 1 6 議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野国民健康保険町税条例の一部を改正する条例について）

第 1 7 議案第 5 8 号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 1 8 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について

第 1 9 議案第 6 0 号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 1 号）について

第 2 0 議案第 6 1 号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

第 2 1 議員派遣の件について

○追加議事日程（第 1 号の追加 2）

第 2 2 閉会中の継続調査の申し出について
(総務文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会運営委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から第 2 まで

追加日程第 1 から第 2 2

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

7 番 西 口 優 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	坂 昌 美 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 会

○事務局長（中谷昌弘君） おはようございます。議会事務局長の中谷でございます。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の上柏皖亮議員を御紹介します。

上柏皖亮議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（上柏皖亮君） ただいま御紹介いただきました上柏皖亮です。

地方自治法第107条の規定によって、議長が決まるまで臨時に議長の職務を行います。どうかよろしくお願いいたします。

開会前に、本議会の招集権者である町長から招集の挨拶があります。

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

新緑がまぶしくなり始めた本日、議員改選後、初の紀美野町議会臨時会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成31年4月21日に執行されました紀美野町議会議員一般選挙におきまして、御当選されましたことに、まずもって心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

多くの町民の期待を担われて御当選されたことと存じますので、住民福祉の向上や紀美野町政発展のために御活躍いただきますことを願っているところであります。私も初心を忘れることなく、皆さんとともに紀美野町の発展のために全力を尽くしてまいりたい決意でありますので、どうかよろしくお願いいたします。

さて、5月1日には新天皇が御即位され、新元号「令和」がスタートいたしました。本日、令和元年第1回紀美野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には、何かとお忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、この臨時会に上程している案件は、議案第56号から議案第61号までの6件であります。専決処分の承認を求める案件が2件、町条例の一部改正に係る案件、工事請負契約の締結についての案件、令和元年度紀美野町一般会計及び介護保険事業特別会計の補正予算に係る案件でございます。後ほど担当課長より詳しく御説明申し上げます。

ので、御審議の上、原案どおり御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

結びに、議員各位のさらなる御活躍と御健勝、御多幸を御祈念申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにおめでとうございます。

○臨時議長（上柏皖亮君） 町長の挨拶が終わりました。

この際、事務局長から議員及び執行部の紹介をしたいと思います。

順次、御紹介申し上げますので、その場で御起立いただき、紹介後、着席願います。

○事務局長（中谷昌弘君） それでは、御紹介させていただきます。

最初に、議員から御紹介いたします。

（議員 紹介）

○事務局長（中谷昌弘君） 続いて、執行部を御紹介いたします。

（執行部 紹介）

○臨時議長（上柏皖亮君） 紹介が終わりました。

この後、議会構成に入りますので、執行部の方々には退席いただき、各部署で待機をお願いします。

なお、議長が決まり、また種々議会構成が決まった後、議長より出席を求めますので再度出席をお願いします。

（執行部 退席）

開 会

○臨時議長（上柏皖亮君） 西口議員から欠席届が提出されておりますので、報告申し上げます。

ただいまから令和元年第1回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前10時12分）

○臨時議長（上柏皖亮君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（上柏皖亮君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（上柏皖亮君） 日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 13 分)

再 開

○臨時議長（上柏皖亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 14 分)

○臨時議長（上柏皖亮君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（上柏皖亮君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（上柏皖亮君） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に伊都堅仁君を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名しました伊都堅仁君を、議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（上柏皖亮君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました伊都堅仁君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました伊都堅仁君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 16 分)

再 開

○臨時議長（上柏皖亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 18 分)

○臨時議長（上柏皖亮君） これで臨時議長の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、伊都議長、議長席へお願いします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 18 分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます

(午前 10 時 22 分)

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

ただいまお手元へ配付しました日程表のとおり、これを本日の日程に追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり、これを本日の日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第 1 議席の指定について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、議長において指定します。

議長を最終 12 番とし、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、1 番、桐山尚己君、2 番、廣

瀬隆一君を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第3、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎追加日程第4 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第4、諸般の報告を行います。

監査委員から平成30年度定期監査に関する報告、平成30年度財政援助団体等監査に関する報告及び例月出納検査結果に関する報告が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

副議長に、七良浴 光君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました七良浴 光君を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました七良浴 光君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された七良浴 光君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時26分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時55分)

◎追加日程第6 選任第1号 常任委員の選任について

○議長(伊都堅仁君) 追加日程第6、選任第1号、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務文教常任委員に桐山尚己君、藤井基彰君、西口 優君、美野勝男君、美濃良和君、伊都堅仁君、以上6名を、次に、産業建設常任委員に、廣瀬隆一君、上柏皖亮君、七良浴 光君、田代哲郎君、北道勝彦君、向井中洋二君、以上6名をそれぞれ指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

つきましては、この際、両常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたい

と思います。

本日の委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集することになっていますので、ただいまから委員会室に総務文教常任委員会を招集します。また、総務文教常任委員会終了後、委員会室に産業建設常任委員会を招集します。

本日の委員会は委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長職務を行うことになっていますので、よろしくお願いします。

なお、両常任委員会終了後、議場に参集願います。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時57分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時18分)

○議長（伊都堅仁君） ただいま常任委員会において、それぞれ委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について御報告します。

総務文教常任委員長に、美野勝男君。

副委員長に、藤井基彰君。

産業建設常任委員長に、向井中洋二君。

副委員長に、北道勝彦君。

以上のとおりです。

◎追加日程第7 選任第2号 議会運営委員の選任について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第7、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、桐山尚己君、廣瀬隆一君、上柏皖亮君、向井中洋二君、美野勝男君、美濃良和君、以上6名を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

つきましては、この際、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。

本日の委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集することになっていますので、ただいまから委員会室に議会運営委員会を招集します。

本日の委員会は委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっていますので、よろしくお願いします。

なお、委員会終了後、議場に参集願います。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 1時20分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時34分）

○議長（伊都堅仁君） ただいま議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について御報告します。

議会運営委員長に、上柏皖亮君。

副委員長に、美濃良和君。

以上のとおりです。

◎追加日程第8 選挙第3号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第8、選挙第3号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、廣瀬隆一君、藤井基彰君、上柏皖亮君、田代哲郎君、西口 優君、北道勝彦君、美野勝男君、以上7名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました諸君を、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第9 選挙第4号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第9、選挙第4号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって議長から指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、桐山尚己君、田代哲郎君、西口 優君、北道勝彦君、以上4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました諸君を、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第10 選挙第5号 海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長(伊都堅仁君) 追加日程第10、選挙第5号、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって議長から指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に、桐山尚己君、北道勝彦君、向井中洋二君、以上3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました諸君を、海南海草環境衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が、海南海草環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第11 選挙第6号 五色台広域施設組合議会議員の選挙について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第11、選挙第6号、五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって議長から指名することに決定しました。

五色台広域施設組合議会議員に、藤井基彰君、上柏皖亮君、七良裕光君、向井中洋二君、美野勝男君、美濃良和君、以上6名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました諸君を、五色台広域施設組合議会議員の当選人と定め

ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が、五色台広域施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第12 選挙第7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第12、選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって議長から指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、美野勝男君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました美野勝男君を、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に美野勝男君が当選されまし

た。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第13 選挙第8号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第13、選挙第8号、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって議長から指名することに決定しました。

紀の海広域施設組合議会議員に、廣瀬隆一君、七良 光君、美濃良和君、以上3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました諸君を、紀の海広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が、紀の海広域施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 1時44分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

◎追加日程第14 議案第62号 監査委員の選任の同意について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第14、議案第62号、監査委員の選任の同意について、議題とします。

本件について、美濃良和君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、美濃良和君の退場を求めます。

(美濃良和君 退場)

○議長（伊都堅仁君） 説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 議案第62号、監査委員の選任の同意についてを提案したいと思います。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は美濃良和、生年月日は昭和26年2月25日生まれ、住所は紀美野町三尾川761番地でございます。

この提案理由につきましては、前任者が平成31年4月30日をもって任期満了となりましたので、委員の選任を提出するものでございます。どうかよろしく御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

(美濃良和君 入場)

休憩

(午後 2時18分)

再開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時18分)

◎追加日程第15 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)

○議長(伊都堅仁君) 追加日程第15、議案第56号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)議題とします。

説明を願います。

税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長(湯上増巳君) それでは、議案第56号について説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第56号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承

認を求める。

令和元年５月１４日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成３１年３月３１日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、平成３１年３月２９日において地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として平成３１年４月１日から施行されることとなるため、紀美野町税条例等の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例

平成３１年３月３１日

条例第 ３０ 号

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますが、平成３１年３月３１日改正の専決処分の報告になりますので、元号は全て「平成」の表記となっております。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、改正内容でございますが、まず、３４条の７は、ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文の改正に伴う見直しで、全ての地方団体に対する基準として、ふるさと納税の募集を適正に実施すること。返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準として、返礼品は返礼割合３割以下とすること。返礼品は地場産品とすること。以上の基準に適合する地方団体を総務大臣が指定し、指定を受けた地方団体への寄附金の特例控除の対象となる改正、及び第２項は法改正に伴う項ずれの改正です。

次に、附則第７条の３の２は、住宅借入金等特別控除の改正で、平成３３年１２月までの居住であれば１０年間の控除が受けられる現状に加え、居住が平成３１年１０月から平成３２年１２月までの期間であれば、１３年間の控除が受けられる適用期間の延長と法改正に伴う項ずれの改正。

第２項は、個人住民税における住宅ローン控除の適用手続の要件の緩和で、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除は、納税通知書が送達されるときまでに提出され

た申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載がある場合に適用することとされていたものが、「記載があること」等の要件を不要とする改正で、所得税において還付申告等により控除が適用される場合には、個人住民税においても控除が適用されることとなる改正と、第3項は、第2項が削除されたことに伴う文言の改正です。

次に、附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2は、先ほどの第34条の7と同内容で寄附金の特例に関する改正及び文言の改正です。

次に、附則第10条の2は、法改正に伴う項ずれによる改正です。

次に、議案書4ページ、附則第10条の3、第7項から第13項までは法改正等による項ずれの改正、第6項は高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置について創設されたものです。

次に、附則第16条第1項は、軽自動車税の重課の適用を平成31年度分に限ったものとした改正で、第2項から第4項までは平成29年度分の軽自動車税の経過に関する規定を削除した改正、第5項から第7項は第2項から第4項までを削除したことによる項ずれの改正です。

次に、附則第16条2は、附則第16条の改正に伴う項ずれの改正です。

次に、第2条による改正です。

36条の2、第7項から第9項は、6項が追加されたことによる項ずれの改正。第6項は町県民税申告書記載事項の簡素化を定めた改正です。

次に、36条の3の2及び36条の3の3は、扶養親族申告書に関する改正で、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨を記載し提出する必要がある改正で、36条の3の2、第1項は文言の改正及び給与所得者の扶養親族申告書への記載事項の追加、第36条の3の3は公的年金受給者の扶養親族申告書への記載事項の追加を定めたものです。

第2項及び第4項は、法改正に伴う項ずれの改正です。

次に、第36条の4は、文言の改正及び36条の2の改正に伴う項ずれの改正です。

次に、附則第15条の2の3項を加える改正規定は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を定めたもので、附則第15条の2を追加したことによる附則第15条の2の2に改める改正と第2項は特例の判断を定めたもので、第3項、第4項は不正の手段により認定を受けた場合の規定及び罰則を定めたものです。

次に、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税を定めたもので、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得された車両で、2020年度基

準プラス１０％達成者の場合、環境性能割を１％から非課税とすることを定めたものです。

次に、附則第１５条の６第３項は、軽自動車税の環境性能割の特例を定めたもので、平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日までに取得された場合は、先ほどの１％から非課税にする車を除き、税率を２％から１％とする改正です。

次に、附則第１６条は、軽自動車税のグリーン化特例の延長を定めたもので、平成３２年度分及び平成３３年度分の経過について新設されたものです。第２項は７５％軽減、第３項は５０％軽減、第４項は２５％軽減について定めたものです。

附則第１６条の２は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を定めたもので、第１項は特例の判断を定めたもの、第２項、第３項は不正の手段により認定を受けた場合の規定及び罰則を定めたものです。

次に、第３条による改正です。

第２４条は児童扶養手当の支給を受けている児童の父また母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が１３５万円以下である場合、平成３３年度以降の個人住民税を非課税とすることを定めた改正に伴うもので、単身児童扶養者の町民税非課税措置の対象への追加による改正です。

次に、附則第１６条は、第５項を追加したことによる項ずれの改正及び第５項は平成３４年度及び平成３５年度の軽自動車税の特例を定めたもので、電気自動車等に係る種別割を７５％軽減する改正です。

次に、附則第１６条の２は、附則第１６条の改正による項ずれの改正です。

次に、第４条による改正です。

附則第１５条の６は文言の追加、附則第１６条は重課に関する文言の改正です。

次に、第５条による改正です。

第４８条は大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置について、新たに規定したもの及びその他、所要の規定の整備です。

次に、附則です。

施行期日につきましては平成３１年４月１日から施行するものです。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。第１

号につきましては平成31年6月1日から、第2号につきましては平成31年10月1日から、第3号につきましては平成32年1月1日から、第4号につきましては平成33年1月1日から、第5号につきましては平成33年4月1日からの施行となります。

次に、第2条から第8条は町民税等に関する経過措置を定めたものです。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) 1点だけ質疑いたします。

議案書8ページ、第3条第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改めると。要するに、いわゆるひとり親家庭の条件つきで町民税を非課税とするというものですが、これの対象世帯というのは大体どの程度なのか、答弁を求めます。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長(湯上増巳君) ただいまの田代議員の御質疑について、御説明申し上げます。

第24条の改正に係る対象者数でございますが、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者ですが、7名の方が対象となります。

ただし、所得額が135万円を超えると対象外となりますので、以上、答弁とさせていただきます。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 今、色々説明をしていただいたわけでございますけれど

も、この説明においてでも、住民にとって不利というよりも有利になってくると。そういうふうな内容であったかというふうに思います。そういうふうなことでよろしいんですね。確認したいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長 (湯上増巳君) ただいまの美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

今まで課税されていた可能性のある方が、所得額が上がっても非課税になる可能性があるということですので、住民の方にとっては有利な改正となります。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 5 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 5 6 号を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 6 号は、承認することに決定しました。

◎追加日程第 1 6 議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)

○議長 (伊都堅仁君) 追加日程第 1 6、議案第 5 7 号、専決処分の承認を求めることについて (紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について) を議題とし

ます。

説明をお願いします。

税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長(湯上増巳君) それでは、議案第57号について、説明させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。

議案第57号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年5月14日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、平成31年3月29日において、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、平成31年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成31年3月31日

条例第 31 号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、地方税法施行令の一部改正に伴うものです。

改正内容でございますが、医療給付費分の基礎課税額の限度額が58万円から61万円に、軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を5割軽減の対象となる世帯は27万5,000円から28万円に、2割軽減については50万円から51万円にそれぞれ引き上げる改正です。

次に附則です。

施行期日につきましては、平成３１年４月１日から施行するものです。

適用区分につきましては、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

なお、新旧対照表の３２ページから３３ページを順次、御確認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（税務課長 湯上増巳君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

６番、田代哲郎君。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君） １点だけ質疑を行います。

基礎課税額が５８万円限度額から６１万円に変更されています。この対象となる世帯がどの程度なのかの答弁を求めます。

（６番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

（税務課長 湯上増巳君 登壇）

○税務課長（湯上増巳君） ただいまの田代議員の御質疑について、御説明申し上げます。

限度額につきましては、医療分、後期分、介護分をそれぞれ合わせますと最高９６万円となります。この対象者につきましては１０世帯となります。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（税務課長 湯上増巳君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第５７号に対し討論を行います。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○ 6 番 (田代哲郎君) 課税限度額の引き上げというところで 10 世帯と。現在、被保険者世帯は 3 月末現在で 1,604 世帯となっております。その中で 10 世帯程度が対象になるので、そんなに問題はないだろうというふうな考えもあると思いますが、実は 4 月 1 日からの国民健康保険税の改定で、この高額所得というんですか、例えば 2 人家族で 40 歳以上 65 歳未満 2 名の世帯で所得が 350 万円、だから実質収入 400 万円を超えと思いますが、固定資産税額が 8 万円の世帯で引き上げ額が 3 万 1,870 円引き上げられています。

こういうふうに高額所得の世帯を結構引き上げる上に、また引き上げるというのは、やっぱり今、国民健康保険税というのは、普通の保険料に、例えば協会けんぽ等に比べて非常に高いことが問題になってまして、特に中に均等割引き上げとか均等割とかがありますので非常に高いのが問題になってまして、だから全国の知事会等で政府に対して 1 兆円の財政投入をしてくれという要望もしているところです。

そういうことから考えると、国の法則に基づいて条例を改正したものなんですが、そういうふうな引き上げについては賛成しかねますので、反対討論といたします。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○ 議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○ 議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○ 議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○ 議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 多 数)

○ 議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第５７号は、承認することに決定しました。

◎追加日程第１７ 議案第５８号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第１７、議案第５８号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の１６ページをお開きください。

議案第５８号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和元年５月１４日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、令和元年１０月の消費税１０％への引き上げに伴い、介護保険法施行令が施行され、低所得者の第１号保険料軽減強化を行うため、令和元年度から令和２年度までの介護保険料率を改めるため、紀美野町介護保険条例を改正するものであります。

続きまして、１７ページをお願いいたします。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、恐れ入りますが条例の一部を改正する条例等に係る新旧対照表３４ページをごらんください。

第４条第１項については改元に伴うもので、「平成３２年度」を「令和２年度」に改めるものでございます。

また、第４条第２項から第４項の改正内容につきましては、平成２７年度の改正で対象とならなかった第１号の第２段階及び第３段階を含めた第１段階から第３段階の低所得者に対する保険料率の軽減を行うものです。

これに伴い令和元年度から令和２年度の第１号のいわゆる第１段階の生活保護の受給者、または高齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税の方、及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の方につきましては、保険料の基準額に対する割合を現在の０．４５から０．３７５に改めるもので、現行の年額３万６,６１２円を３万５１０円に減額するものでございます。

また、第1項第2号のいわゆる第2段階の世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万から120万までの方につきましては、保険料の基準額に対する割合を0.75から0.625に改めるもので、現行の年額6万1,020円を5万850円に減額するものでございます。

また、第1項第3号のいわゆる第3段階の世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方につきましては、保険料の基準額に対する割合を0.75から0.725に改めるもので、年額6万1,020円を5万8,986円に減額するものでございます。

議案書17ページをごらんください。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものです。

また、経過措置として、改正後の紀美野町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものです。

以上、簡単ですが、議案第58号の説明とさせていただきます。御審議いただき可決していただきますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番（田代哲郎君） それでは質疑を行います。

要するに、介護保険料第1段階から第3段階までの軽減なんです、ちょっと今の説明の確認をいたします。

介護保険料の段階というのは所得に応じて11段階まで現在、適用されています。その第1段階が生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額プラス合計所得金額が80万円以下の世帯という、これが対象になっています。これが今まで基準額掛ける0.45だったのが0.375で、3万6,612円を3万510円に減額するということ。

それから、第2段階、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額プラス合計所得金額が80万円超で110万円以下の世帯、これが基準額が掛ける0.75だったのを0.6

25に変更すると。それで6万1,020円から5万850円に減額するということですね。

それから、第3段階、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額プラス合計所得金額が120万円超の世帯が、基準額掛ける0.75を基準額掛ける0.725にして6万1,020円から5万8,986円ということで減額をするということですね。

第4段階と基準値の第5段階以上については全然変更なしと。この第1段階から第3段階までの要するに変更ということで、こういう理解でよろしいのかどうかだけ確認させてください。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 田代議員の御質疑にお答えします。

田代議員が説明していただいたことについて、1点だけ、第2号の第2段階の課税収入額と合計所得金額の合計は80万から120万の方が対象となっております。

ほかのことについては以上、同じような内容です。

以上、説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第58号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第１８ 議案第５９号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第１８、議案第５９号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の１８ページをお開きください。

議案第５９号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和元年５月１４日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の内容でございます。

契約の目的は令和元年度神野保育所移築工事。契約方法につきましては、指名競争入札でございます。契約金額は３億３,６９６万円。契約の相手方につきましては和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅１４２９、中平建設株式会社代表取締役、中平孝治。

この工事につきましては、神野保育所の老朽化、保育ニーズの多年齢化による保育スペースの確保により、保育環境を整備するために移築を行うものでございます。

以上、議案第５９号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

６番、田代哲郎君。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君） 質疑を行います。

この工事の予算額は、たしか５億５,０００万円程度ということだったと思います。落札額が３億３,６９６万円と約１億２,０００万円程度の落札差額があります。それだけが決算で不用額ということになると思うんですが、そこで、いわゆる応札した業者の名前とそれぞれの入札金額について、他の皆さんもメモすると思うので、わかりやすくゆっくりとお願いしたいと思います。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは田代議員の御質疑にお答えします。

7 業者の指名業者を指定して 1 業者が辞退いたしました。6 業者でございます。落札額は順に、株式会社初島組 3 億 4,800 万円、株式会社浅川組 3 億 4,200 万円、三洋建設株式会社 3 億 1,250 万円、三友工業株式会社 3 億 3,900 万円、株式会社丸山組 3 億 4,130 万円、そして、中平建設株式会社 3 億 1,200 万円。これはいずれも税抜き価格となっております。

以上、御説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 6 番、田代哲郎君。

○6 番 (田代哲郎君) 中平建設の落札額よりも低い入札価格で応札した業者があるようですが、例えば三洋建設が 3 億 1,250 万円というのがあるんですが、この関係はどうなのか。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 三洋建設株式会社は 3 億 1,250 万円、中平建設は 3 億 1,200 万円で、中平建設のほうが安値となっております。中平建設は 3 億 1,200 万円、これも両方とも税抜き価格でございます。

○議長 (伊都堅仁君) 6 番、田代哲郎君。

○6 番 (田代哲郎君) 中平建設というのは、たしか、きみのこども園の工事も手がけていると思うんです。その実績というのは、落札する場合の判断というのは金額だけなのか、そういう今までの実績等についても判断の基準にされているのか、そのあたりについてお聞かせください。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 指名競争入札を行うに当たって、業者選定委員会を開催しております。その中の基準といたしましては、30 年度・31 年度紀美野町競争入札参加審査申請書を提出し受理された業者で、建設工事業者として登録を受けてお

り、建築一式を希望する業者。それから第２段階として、特定建設業許可を受けている業者。監理技術者が複数名いる業者となっております。また、そのほか田代議員さん御指摘の実績についても考慮しているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 私も気になってたんですけれども、今、説明もあつたんですけれども、この７社を指名した基準、入札等について不勉強なので申しわけないのでございますけれども、今言う３０年、３１年にうちの町で工事をやっているかどうかということも１つの基準だったということでございますが、その会社の経営的な状況、そういうものは加味されているのかどうか。もう今は大丈夫なのかは知りませんが、いろいろと以前にはあつたように聞くんですが、それについてはどうだったのかお聞きしたいと思います。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

経営は加味されているのかということでございますが、経営審査の段階で、経営状況も審査いたしまして、適正であるということで選定をしたところでございます。

以上でございます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

５番、七良裕 光君。

（５番 七良裕 光君 登壇）

○５番（七良裕 光君） ただいまの課長の説明の中で、７社、指名競争入札を会社に通知したということで、１社辞退されたという説明でございましたが、辞退の理由等についてお聞かせ願いたいと思います。

（５番 七良裕 光君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時08分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 3時08分）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） 7社のうち1社、辞退届が出ております。辞退届の理由といたしましては、配置予定技術者の確保が困難なためということで提出していただいております。

以上、説明とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 配置予定者ということは、何かしら資格保有者が足らなかったという状況ではないかと推察するんですが、今後、人手不足の折から、こういう状況というのが多々生まれてくるのではないかと思います。今後、指名競争入札に参加する業者選定審査委員会の中では、そういうことを今後も加味しながらやっていかれるのかどうか、業者選定審査委員長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

（副町長 小川裕康君 登壇）

○副町長（小川裕康君） ただいま七良浴議員から審査委員会の今後のあり方について、御質疑をいただきました。

今回、大きな事業であるということに鑑みて、必要な技術者を数名確保している会社でなければスムーズな工事運営ができないという観点から、複数の資格者を持った業者ということでした。

ただ、その中で1社が、その1社の会社の今の事情かも知れませんが、なかなか確保できないということで辞退ということになりましたけれども、残りの業者につきましてはそれぞれ応札していただいておりますということもございます。

今後もやっぱり必要に応じて、大きな事業におきましてはこういう形で続けていきたいと、このように思っておりますので、答弁いたします。よろしくお願いします。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ございませんか。

1 番、桐山尚己君。

(1 番 桐山尚己君 登壇)

○1 番 (桐山尚己君) 2 点ほど質問させていただきます。

まずは、業者選定委員会ということですが、この委員会はこういった方から構成されているのかということが1点。

もう1点は、与信管理に関して、先ほど経営状況をチェックされた上で指名競争入札業者さんを選定されているというお話でしたけれども、経営状況を具体的にどのようにチェックされているのか。

例えば民間の与信管理業者さんの集められたデータを購入して、それをもとに判定されているのか、そういった具体的な判定基準というか、そういったものを教えていただきたいということと、あともう1点、支払い条件ですね。業者に対する支払いというのは、工期が完了して、全て全く問題ないですねという確認がとれてから全額支払うのか、それとも前払いが何十%あるのかとか、そういったことをちょっとお聞かせいただけますか。よろしくお願いします。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、桐山議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目です。

業者選定委員会のメンバーはということの御質疑だったかと思いますが、業者選定委員会につきましては、副町長、それから総務課長、それから建設課長、それと産業課長、それから私、企画管財課長、以上5名のメンバーとなっております。

それから、2点目の経営審査の仕方なんです、具体的にどのようにチェックしているのかということでございますが、経営審査状況は県へ提出しております経営審査状況がございますので、それをもとにチェックをしているという状況でございます。

それから、支払いの仕方なんです、まず前払い金といたしまして請負額の40%、

4割で上限額が5,000万円までの前払い金の支払いをする予定となっております。
それから、あと順次、出来高に応じて部分払いと最終支払いということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) まだ質問ありますか。

○1番(桐山尚己君) 結構です。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第59号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第19 議案第60号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について

○議長(伊都堅仁君) 追加日程第19、議案第60号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、議案書の20ページをお開きください。

議案第60号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)

令和元年度紀美野町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，１８７万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億２，０５７万７，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和元年５月１４日提出 紀美野町長 寺本光嘉

なお、今回の補正につきましては、先ほど議案説明させていただいた紀美野町介護保険条例の一部改正に伴い、低所得者の第１号保険料の軽減強化を行うためのもので、国費２分の１、県費４分の１を一般会計で受け入れ、町費４分の１を加え、介護保険事業特別会計へ繰り出しするものでございます。

予算に関する説明書の３ページをお開きください。

歳入でございます。

１５款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金で、５９３万９，０００円増額補正でございます。この補正につきましては、国の低所得者介護保険料軽減負担金でございます。

次に、１６款県支出金、１項１目民生費県負担金で、２９６万９，０００円の増額補正でございます。県の低所得者介護保険料軽減負担金でございます。

次に、１９款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金で、２９６万９，０００円の増額補正で町費負担分でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

４ページをお願いいたします。

３款１項１２目介護保険事業費で、１，１８７万７，０００円の増額補正でございます。この補正につきましては、低所得者介護保険料軽減制度に伴います介護保険事業特別会計の繰出金でございます。

以上、簡単でございますが、議案第６０号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

５番、七良裕 光君。

(5 番 七良浴 光君 登壇)

- 5 番 (七良浴 光君) 大変恥ずかしい話ですが、私は令和元年度の紀美野町一般会計について審査した記憶はございませんので、「平成 3 1 年度紀美野町一般会計補正予算」という名称にすべきじゃないかと思うんですが、あえて「令和元年度紀美野町一般会計補正予算」と明記している理由について、お尋ねしたいと思います。
- 以上です。

(5 番 七良浴 光君 降壇)

- 議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

- 総務課長 (細峪康則君) 七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

3 月には平成 3 1 年度の当初予算ということで御審議をいただきまして、今回、令和元年度の一般会計の補正予算ということで「令和元年度」に今、変更しているという点の御質疑であったかと思います。

総務省のほうからも通達もありまして、国会のほうも「令和元年度」というのを採用するということですので、それに倣いまして当町も令和元年度の一般会計ということで名称を変更させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

- 議長 (伊都堅仁君) 5 番、七良浴 光君。

- 5 番 (七良浴 光君) よくわかりました。ということは、平成 3 1 年度の一般会計の決算は出ないという解釈でよろしいんですね。

- 議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

- 総務課長 (細峪康則君) 七良浴議員のおっしゃるとおりでございます。

- 議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

1 1 番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

- 1 1 番 (美濃良和君) この予算は条例に伴うものであると、そういうふうな説明であったかというふうに思います。

その条件は、ここにあるように今後についてはどうなっていくのか。こういうふうな軽減ということについて、今後のことについてお聞きしたいと思います。

それから、財政調整基金を296万9,000円と、町の分をこの財政調整基金で賄っていると思うんですけれども、これが今現在どのような状況になっているのかも聞かせたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 美濃良和議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今後の介護保険料についてはどうなるのかという御質疑だと思うんですが、消費税が令和元年10月から10%に引き上げられます。令和2年度については消費税が年度途中での引き上げではなくなるので、今後、介護保険料も軽減されるであろうということで、国のほうから通知いただいております。

第1段階でいうと0.45から0.375という基準額に対する割合が0.3に、それから第2段階は0.52、第3段階は0.7にということで改正する予定であるということとは聞かせていただいております。

なお、ただ介護保険条例施行令については、まだ正式な通知文は来ていないので、今後なるであろうという情報のみでございます。

それから、一般会計の財政調整基金の残高は幾らの予定かということなんですが、令和元年度末の残高は20億6,557万7,000円の予定でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) あくまでも消費税が前提なんだということでございますけれども、消費税が今、新聞等でも書かれているように、引き上げの条件である景気がよくなると、それが丸つきり反対の方向に今、軌道修正が、発表する形が反対になってきているわけでございますけれども、今後においては消費税の引き上げはないかもわからんと。

こういうふうな段階において、今後はどうなっていくのか。国からの分がなくても、あくまでも町の財政でもって、この引き上げをやっていくと、そういうようなことになっていくのかどうか。

それから、今の説明では財政調整基金が20億余りということでございましたけれども、これについては今、今回こういうふうな形で町の財政分をこの財調で補ったわけですが、今後どういうふうに考えておられるのかもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 消費税の引き上げに伴う、それを財源としての措置でございますが、今回の介護保険料の改正については、消費税引き上げに伴うものでございますが、消費税が引き上がらない場合については、もちろんこの財源は消費税となりますので、そこは考慮すべきということなんですが、正式な国の通知については、この方向で進めるということで聞いております。

なお、今回、一般会計の財政調整基金を取り崩してということなんですが、消費税の引き上げに伴いまして、地方消費税交付金が町のほうへ入ってくるということで、財源については国のほうから措置されているという状況になります。

以上、御説明とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 私の聞き間違いだったら御指摘いただきたいんですけど、今の説明で、引き上げがなかったとしても今回は介護保険の引き下げ、これはやっていくというふうに言われたのか、その辺のところをもう一度お願いしたいと思えます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 美濃議員さんの再質疑に御説明させていただきます。

消費税が引き上げられなかった場合につきましては、これが財源と、消費税が財源となりますので、今後変わる可能性があるかも知れませんが、4月1日に介護保険料の施行令が公布されたことに伴いまして、これは実施するということで聞かせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時31分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 3時32分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第20 議案第61号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算

（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第20、議案第61号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

説明をお願いします。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の24ページをお開きください。

議案第61号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,621万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月14日提出 紀美野町長 寺本光嘉
続きまして、予算に関する説明書の6ページをお開きください。

2歳入、1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分の1,187万7,000円の減額補正でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、1節低所得者介護保険料軽減繰入金の1,187万7,000円の増額補正でございます。

以上、簡単でございますが説明といたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 不勉強なのかもわかりませんが、1,187万7,000円、保険料を減額して、それから一般会計から繰り入れると。こういうことでございますけれども、これはどういうところからこういうふうになってきたか、そのところが少し不勉強でよく理解できてないんですけれども、説明を願いたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど一般会計予算説明でもさせていただきましたが、国から2分の1、県から4分の1、それから町から4分の1を財源としまして、介護保険特別会計のほうに繰り入れてまして、それを介護保険料の軽減へ財源として充てるものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第６１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第６１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第２１　議員派遣の件について

○議長（伊都堅仁君）　　追加日程第２１、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

先ほど、常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第２２として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出の件を日程に追加し、追加日程第２２として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第２２　閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第２２、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第１回紀美野町議会臨時会を閉会します。

（午後 ３時３９分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年5月14日

臨時議長 上 柏 皖 亮

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 桐 山 尚 己

議 員 廣 瀬 隆 一